

(公表用)

岩手県福祉サービス第三者評価の結果

① 第三者評価機関名

社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会

② 施設・事業所情報

施設名称：善友乳児院	種別：乳児院
代表者氏名：院長 松尾みさき	定員・利用人数：定員 23 名・利用人数 16 名
所在地：〒020-0061 岩手県盛岡市北山一丁目 13 番 24 号	
TEL：019-622-2156	ホームページ： http://www.zen-yuu.jp/
【施設・事業所の概要】	
開設年月日：昭和 21 年 3 月 1 日	
経営法人・設置主体：社会福祉法人善友隣保館・松尾正弘	
職員数	常勤職員： 35 名 非常勤職員： 4 名
専門職員 施設・設備 の概要	(専門職の名称： 名)
	院長 1 名 保育士 2 名
	看護師 4 名 嘱託医 1 名
	保育士 21 名
	栄養士 1 名
	調理師 3 名
施設・設備 の概要	(居室名・定員： 室) (設備等)
	いちご組・定員 7 名：1 室 ちゅうりっぷ：面会室 1 室
	もも組・定員 6 名：1 室 ひまわり：親子訓練室 1 室
	さくらんぼ組・定員 6 名：1 室
	さくら組・定員 4 名：1 室

③ 理念・基本方針

●基本理念

「皆是佛子」(みな御仏の子)

子どもは、仏様からの授かりものであり、みな平等にかつ大切に育てられなければならないという、仏教の教えと児童憲章の理念に基づいた乳幼児の養育を行います。

子どもたちの生命を、かけがえのない、社会で最も尊いものとして大切に守ります。

一人ひとりの子どもの可能性を信じ、健やかな心身の発達を支援します。

●基本方針

・子どもの権利擁護

児童憲章と子どもの権利条約の理念を遵守し、子ども達の人権を尊重します。子どもたちへのいかなる差別や虐待も許さず、また不適切なかかわりをしないよう、自らを律します。

・子どもの最善の利益の追求

子どもたちによりそい、その思いを代弁するよう努めるとともに、一人ひとりの子どもの最善の利益を追求します。

・子どもの養育発達支援

一人ひとりの子どもが心身ともに、のびのびと健やかに生活できるよう、個々の月齢や発達に応じた養育を行います。

一人ひとりがその子らしく生きてゆけるよう、保護者や里親とともに子どもたちの育ちを支えます。

・家庭への支援

子どもの家庭環境や入所背景について十分理解し、一人ひとりがその子らしく生きてゆけるよう、関係機関と連携し、保護者や里親を支援します。

関係機関と協働し、家庭機能の回復を援助するとともに、保護者や里親と子どもたちを継続的に支援します。

・ぬくもりのある家庭的な環境

子ども達がのびのびと安心して生活できる清潔で家庭的な環境づくりに努めます。

・地域の子育て支援

地域の方々や関係機関と協力し、地域に開かれた子育て支援施設として、機能するよう努めます。

・社会的使命の遂行

関係機関と協働し、地域の子育て支援や社会貢献に努めます。

・目指す職員像

乳児院職員として、その専門性を追求する姿勢があること。

乳児院職員として求められる人格的資質を高める姿勢があること。

また、人間味にあふれ、養育に対する専門性がある職員となれるよう努めます。

④ 施設・事業所の特徴的な取組（サービス内容）

配置基準より職員を多く配置するとともに、小規模グループケアを3グループ実施し、より家庭に近い環境を目指し、養育をしている。発達等に課題を抱える入所児とじっくりかかわる時間を設け、心理士による定期巡回及び作業療法士の巡回訪問を通して助言をいただき、子どもたちの成長発達を促している。また、アセスメントを行い、家庭支援専門相談員を中心に家族再統合に取り組むとともに、里親支援専門相談員を配置し、未委託里親への家庭訪問、里親の新規開拓等、児童相談所と協働し、里親委託の推進も図っている。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 31 年 4 月 24 日（契約日） ～令和元年 11 月 26 日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	2 回（平成 28 年度）

⑥ 総 評

◇ 特に評価の高い点

子どものところに寄り添った子どもとの愛着関係の形成

具体例を明示し、職員が乳幼児に対する受容的・応答性の高い関わりを心掛けている。担当養育制をとっており、乳幼児が特定の大人と個別の関わりを持つことができる体制が整備されている。日常的に担当児と積極的に関わることで、乳幼児が不安になったときなどいつでも応じられるように養育者がそばにいるよう配慮されている。個別の関わりをもつことができる時間を確保し、関わった日時、対象児、内容を記録として残している。後追いの強い子どもやこだわりが強い子ども、人見知りの子どものなど、個別に配慮が必要な乳幼児に対しては個々の状態に応じた関係づくりが行われている。

◇ 改善が求められる点

経営の改善や業務の実効性を高める取組への指導力

乳児院ガイドラインにおいて、経営分析・資金計画・人事・人員配置等を計上し分析を行っている。施設長は児童入所の増減により措置費収入が変動する中で、非常勤職員の確保や雇用内容の確認、臨時職員等取扱規程の改正など、具体的な働きやすい取組を行っている。直接処遇に係る保育士・看護師は、配置基準を上回る職員体制で、より質の高いサービス提供となっている。今後は、膨大な書類を作成するための時間・労力を業務の実効性と照らし合わせ、様式の改廃やシステム導入を検討することが期待される。

また、個人情報保護規程に基づき、膨大な業務量となっている書類作成等を職員が持ち帰り処理している現状の改善が期待されるとともに、情報漏洩によるリスク管理についても検討が望まれる。

⑦ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回で2回目の受審となりましたが、受審する都度、新しく気付かされるよい機会となっております。

今回の受審の中で、特に評価の高い点として、当院が養育の中で大切にしている「子どものところに寄り添った養育及び子どもとの愛着関係の形成」を評価して頂いたことに大変嬉しく思っております。改善が求められる点として、「経営の改善や業務の実効性を高める取組への指導力」が挙げられました。質の低下とならぬよう、子どもの姿を捉えられる書類の効率化、省略化を図るとともに、情報漏洩によるリスク管理やシステム導入も視野に入れて、改善に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

今回の評価を受け、子どもの最善の利益を追求すべく、改善を要する点について、全職員で検討し、サービスの質の向上に努めるとともに、施設整備についても法人内で検討を重ね改善へと繋げられるように努力します。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果【善友乳児院】

評価対象I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者評価結果
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p>評価者コメント1</p> <p>法人・施設の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。基本理念の「皆是佛子」をホームページ、パンフレット等に明記し、目指す職員像を含む8つの基本方針とともに、子どもの人権の尊重や個人の尊厳に関わる姿勢を明確にしている。基本理念や基本方針は、施設の「乳児院ガイドライン」に解説を加え、引継ぎや職員会議等で読み合わせを行い、責任者が一項目ずつ解説しながら、職員への継続的な周知の取組が図られている。誰にでも分かる内容で作成された基本理念や基本方針を盛り込んだ12ページカラー刷りのパンフレットは、関係機関へ配布され、保護者には手渡して説明され周知を図っている。</p>		

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者評価結果
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p>評価者コメント2</p> <p>施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。岩手県社会的養育推進検討会、岩手県社会福祉協議会児童福祉施設協議会に参加し、岩手県社会的養育推進計画や県内動向について情報を得て、策定への意見交換や他施設の動向把握を行っている。経営分析として、職員状況を配置基準と照らし合わせ、収支の状況を措置費収入と人件費割合で示し分析を行っている。今後は、社会福祉事業全体の動向を捉える中で、一時保護等の増によるショートステイ受入制限など、子ども像の変化、養育・支援ニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータ等の具体的な把握が期待される。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<p>評価者コメント3</p> <p>経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。乳児院ガイドラインへ、第三者評価共通評価基準及び内容評価基準に沿った運営上の課題と改善計画を盛り込み、改善が必要とされる事項・課題についての取組内容、時期、担当及び課題整理状況を示し、理事会や運営会議に挙げて役職員間で課題の共有を図っている。虐待等何らかの課題をもった子どもの入所が多く、日々の業務で具体的な数値化・文章化が難しい項目はあるが、今後は、育児相談や医療調整員等の事業獲得による職員増員など、運営上の課題と改善計画の項目で、いつまでに達成するか具体的な期間を定め、進捗状況を確認する取組が期待される。</p>		

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者評価結果
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p>評価者コメント4</p> <p>経営や養育・支援に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していなく、十分ではない。都道府県社会的養育推進計画要領が示され、平成30年から10年間と平成41年から10年間の取組内容の長期計画と、平成30年から5年間の中期計画を策定し、取り組むために必要とされる事項・事業名を明記した内容となっている。岩手県社会的養育推進計画が策定中の現状ではあるが、今後は、多機能化・高機能化に向けて、乳幼児総合支援センター構想を注視しながら、どの機能を強化すべきか課題を整理し、計画的に見直しをする取組が期待される。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p>評価者コメント5</p> <p>単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分でない。事業計画の課題及び主な事業内容として、経営上の課題・主な事業内容・支援・人事・整備・財務の6つの項目で整理され、中期計画の年度ごとの項目を反映させた内容となっている。更に、乳児院ガイドラインに沿った運営・保育・保健管理・栄養管理・家庭支援及び里親支援の各目標を示した内容となっている。岩手県社会的養育推進計画が策定中であり、子ども像の変化や養育・支援ニーズが多様化し、具体的な数値目標が定めにくい現状であるが、中・長期計画と同様に、事業計画を実現可能とする項目・予算を整理し、実施状況の評価が行える取組が期待される。</p>		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		第三者評価結果
6	I-3-(2)-①事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p>評価者コメント6</p> <p>事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。クラス会議で出された内容をリーダー会議で取りまとめ、運営会議で全ての事象に対して検討し事業計画が策定される流れとなっているが、実際には、運営会議メンバーが主な計画策定となっている。研修会、職員会議で全職員への事業計画の周知の取組が行われているが、配付のみにとどまっている。前期と後期にクラス・係の取組内容・方法の確認が行われ、反省の形で見直しが行われている。今後は、事業計画の策定や評価・見直しの手順を明文化し、事業計画について職員への理解を促す取組が期待される。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p>評価者コメント7</p> <p>事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。12ページカラー刷りのパンフレットで、保護者の関心事である日課や行事を掲載し、クラス別の一日の流れや年間・各月の行事を理解しやすいよう説明している。時代の変化に応じて紙ベースでの周知から、ホームページ・メール・ライン・QRコードを用いて保護者が情報を取得しやすい工夫が行われている。保護者プライバシーや子どもへの配慮から、保護者会や年間行事への参加促しは行っていない。今後は、保護者等に行事日程等が把握でき、主な内容を簡潔にまとめた事業計画で周知し説明できる工夫が期待される。</p>		

I-4 養育・支援の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者評価結果
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p>評価者コメント8</p> <p>養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。月末開催のクラス会議で個別援助プランのねらい、援助目標、評価が行われ、次月への課題に繋げる流れがある。行事実施計画のチェック項目のリスト化により課題抽出を行い、次の事業の改善を行う流れとなっている。施設の自己評価は、初任職員から施設長まで階級別に内容評価、共通評価の実施項目を分けて実施し、運営会議メンバーで取りまとめている。乳児院ガイドラインに沿って第三者評価の受審及び自己評価が行われているが、今後は、評価結果を分析・検討する手順が組織として定められることを期待する。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p>評価者コメント9</p> <p>評価結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。評価結果に基づく課題は、乳児院ガイドラインに運営上の課題と改善計画として、評価基準の評価細目ごとに文書化し、職員会議の場で議題として職員に提示している。出された課題について、課題整理状況を担当する会議、係、部が行うことで文章化されているが、課題に取り組むべき期間や優先順位が具体的でなく改善には至っていない。今後は、運営上の課題について、取り組むべき時期や優先順位を整理し、事業計画に反映させる仕組みの構築が求められる。</p>		

評価対象II 施設の運営管理

II-1 施設長の責任とリーダーシップ		
II-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者評価結果
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p>評価者コメント10</p> <p>施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。善友乳児院運営管理規程で施設長の役割と責務が示されるとともに、防災マニュアルに消防隊長兼統括責任者として位置づけ、不在時の権限委任についても明示している。広報紙「ほほえみ」において施設長の考えを掲載し発行している。乳児院の円滑な運営を期するために運営会議をはじめほぼ全ての会議に参加し考えを伝えている。自宅に直通電話を引き、いつでも対応できる姿勢を示し、職員に対して自らの役割と責任を明確にしている。</p>		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p>評価者コメント11</p> <p>施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。乳児院ガイドラインに遵守すべき法律として、社会福祉法人・児童福祉関係・民法等一部改正法律を含む関係法令・児童養護施設・里親制度に整理し列挙している。児童福祉関係の法令については、抜粋した条文を掲載し遵守すべき法令等の理解に取り組んでいる。施設長は児童憲章と児童福祉法に重きを置き会議等で職員へ説明する取組を行っている。</p>		

II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		第三者評価結果
12	II-1-(2)-① 療育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
<p>評価者コメント12</p> <p>施設長は、養育・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。 施設長は、クラス運営に係るリーダー会議に参加し、現場から挙げられた乳児院内の管理・運営に関する全ての課題の把握に努め、自らが招集する運営会議で毎月検討している。個人別に毎月評価・分析した月案を、クラスごとにコピー配付するなど改善のための取組が行われている。期待される役割を階級・対象基準に基づく具体的な研修名を示し、職員の教育・研修の充実を図っている。また、自ら社会福祉士の国家資格を取得し、専門性の向上に努めている。今後は、乳児院の管理・運営に関する全ての事象に対して話し合う運営会議の内容を、全職員が理解し確認ができる取組により、養育・支援の質の向上につながることを期待される。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p>評価者コメント13</p> <p>施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。 乳児院ガイドラインにおいて、経営分析・資金計画・人事・人員配置等を計上し分析を行っている。施設長は児童入所の増減により措置費収入が変動する中で、非常勤職員の確保や雇用内容の確認、臨時職員等取扱規程の改正など、具体的な働きやすい取組を行っている。直接処遇に係る保育士・看護師は、配置基準を上回る職員体制で、より質の高いサービス提供となっている。今後は、膨大な書類を作成するための時間・労力を業務の実効性と照らし合わせ、様式の改廃やシステム導入を検討することが期待される。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者評価結果
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p>評価者コメント14</p> <p>施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。 乳児院ガイドラインに目指す職員像を掲げ、中・長期計画に必要な人材・人員を示している。事業計画で具体的な専門職の配置を明示している。職員配置基準を2歳未満児1.3:1、3歳以上児3:1配置、加算職員を指導員・里親支援専門員・小規模グループケア担当職員・入所児童処遇特別・基幹的職員の配置とし、専門職の機能を生かしている。正規職員への登用を法人職員採用1年後に変更し、人材の確保に努めている。今後は、定期巡回に留まっている心理療法担当職員の配置を中・長期計画へ具体的に盛り込める働きかけが期待される。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p>評価者コメント15</p> <p>総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。 乳児院ガイドラインに解説を添えた目指す職員像を明示し、研修体系で経験年数に応じて求められる業務内容を明確にしている。就業規則・給与規程・臨時職員等取扱規程により人事基準が定められ、職員へ配付周知している。階級別のスキルアップシート、業務振り返りシートで職員の意向・希望を確認し改善策を検討している。乳児院ガイドラインに人事、給与の項目で人事基準、職員処遇の水準を示しているが、職員への周知が配付や限られた説明にとどまっていることから、今後は職員自らが将来を描くことができるような取組が期待される。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		第三者評価結果
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p>評価者コメント16</p> <p>職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。 施設長は年2回(9月、2月)職員面談を行い個々の悩みや意向を確認し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。有給休暇・リフレッシュ休暇取得状況を毎月チェックし、職員の就業状況を把握して、親の介護や子どもの入学に配慮した雇用形態を面談結果から組み入れている。休みや勤務日の事前希望により、全体の勤務体制を全職員が把握できる仕組みがあり、働きやすい職場づくりにチームとして取り組んでいる。今後は、膨大な業務量となっている書類作成等を職員が持ち帰り処理する現状から、ワークライフ・バランスに配慮した取組が期待される。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		第三者評価結果
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p>評価者コメント17</p> <p>職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。 新人用と中級以上の階層別のスキルアップシートで施設として求める姿を示し、自分の目標を設定している。新人は前期は2か月ごとの目標に対し評価が行われ、中級以上は前期・後期での目標に対しての評価が行われ、進捗状況や目標達成度を確認できる仕組みとなっている。また、スキルアップシートで事前整理された内容を基に施設長と前期・後期の個別面談があり、職員一人ひとりの目標設定に対する進捗状況や達成度が確認できる。今後は、スキルアップシートの活用により年間を通して、進捗状況や目標達成度を確認できるようになることが期待される。</p>		

18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p>評価者コメント18</p> <p>施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。乳児院ガイドラインに解説を添えて目指す職員像を示し、研修体系で職階別の求められる業務内容を明示している。事業計画の研修体系で期待される役割に研修名を明記し計画的な教育・研修となっている。研修内容で学んだ目的が、6か月後にどのように養育・支援に取り込まれたかを評価する取組も行われている。今後は、乳児院内外の研修計画が、施設として目的を明確にした体系の研修となっているか振り返る機会が期待される。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<p>評価者コメント19</p> <p>職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分ではない。乳児院ガイドラインに解説を添えて目指す職員像を示し、研修体系で職階別の求められる業務内容を明示している。事業計画の研修体系で期待される役割に研修名を明記し、参加できる勤務体制の配慮が行われている。職員が課題を抱え込まないよう、上層階級や施設長に相談できる体制はあるが、今後は、職員相互で評価し助言し合え、定期的にテーマを設定してスーパービジョンを行う体制により、職員の養育・支援技術の向上につながる取組が期待される。</p>		
II-2-(4) 実習生等の療育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		第三者評価結果
20	II-2-(4)-① 実習生等の療育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p>評価者コメント20</p> <p>実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、取組が十分ではない。実習生受入れマニュアルに実習生を受け入れる意義を示している。高等学校、大学や専門学校から学生を受け入れ、保育、看護、社会福祉のほかに、養育里親登録前・専門里親認定・里親更新の3つの研修を受入れ実施し、職種等に配慮した専門分野に重きを置いたプログラム内容となっている。実習生の意見をフィードバックし、実習内容を計画的に学べるプログラム策定の取組も行われている。実習生への指導として、教えた内容と引継ぎのチェックはあるが、今後は、幅広い人材を受け入れるためにも、実習指導者の研修が期待される。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p>評価者コメント21</p> <p>施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。法人、施設のホームページに基本理念、基本方針、養育・支援の内容、決算情報を公開し、苦情・相談の体制を安心の養育システムに掲載している。広報紙「ほほえみ」に保護者アンケートと苦情件数報告を掲載し、北山地区等へ回覧・配布している。広報紙、施設概要及びパンフレットを県内児童養護施設をはじめ関係機関へ送付し、施設の活動等をお知らせしている。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p>評価者コメント22</p> <p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。運営規程に基づく業務分掌で業務分担が定められ、業務分掌表で職員に周知し、事務マニュアルに沿って施設における事務、経理等がルール化している。経理規程に基づく年一回の内部監査、会計事務所との契約による税理士から毎月の会計監査が実施され、仕分け伝票の処理など具体的な改善が行われている。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<p>評価者コメント23</p> <p>子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。乳児院ガイドラインの基本方針に「地域の子育て支援」を掲げ、関係機関と協働し、地域の子育て支援や社会貢献に努めることを表明している。施設顧問が民生児童委員や自治会役員を、施設長は自治会子供会で活動し、施設や子どもの理解につなげている。買い物、地区行事の見学、地区活動センターや図書館の行事に出かけ、地域の社会資源を利用している。今後は、地域行事や活動に参加する際のボランティア支援や、施設を支える会等の必要性について検討する機会が期待される。</p>		

24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p>評価者コメント24</p> <p>ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。 ボランティア受入れマニュアルに、受入れ意義を明記し、受入れる手順、受入れ時の流れが、「受入れについて」「オリエンテーションについて」「現場との打ち合わせについて」「終了時について」の4つの項目で整理され記載されている。年間を通して里親や学生のボランティアを受け入れ、ボランティア活動を通して里親に興味を持ち、里親に繋がる取組が展開されている。今後は、福祉の専門職でないボランティアに、活動の配慮や注意事項等の必要な研修の機会が期待される。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		第三者評価結果
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p>評価者コメント25</p> <p>子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。 乳児院ガイドラインに、関係機関リストとして子どもの状況に対応できる機関を明示し、クラスに掲示するとともに母子手帳に入れて職員がいつでも確認できるよう情報を共有している。児童相談所と定期的な業務連絡会議を開催し、関係者会議で課題に向けての協働した取組を行っている。今後は、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化を図る上で要保護児童対策地域協議会との連携が期待される。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		第三者評価結果
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<p>評価者コメント26</p> <p>地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。 日常的な養育・支援の実施を通して、里親が気軽に話し合える場が必要と里親サロンを開設している。措置・一時保護入所利用が多く、ショートステイの需要に対応できない現状認識がある。北山祭での乳児院ブースの設置や、施設顧問が民生児童委員と自治会役員に携わり、地域の福祉ニーズの把握に努めている。今後は、施設の有する専門性や特性を生かした相談事業や施設スペースを活用した地域住民との交流を通して、地域の福祉ニーズ等を把握する取組が期待される。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p>評価者コメント27</p> <p>把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。 新しい社会的養育ビジョンにおける里親委託率の向上として、里親が話し合える場の提供から里親サロンを開始し、毎月第二火曜日に実施している。里親・実習生を年間を通して受け入れる方針を事業計画に明記し、里親へつながる取組を行っている。日常的な養育・支援の実施を通して、措置・一時保護入所に対しショートステイ需要の課題を認識している。今後は、社会福祉分野に限らず地域コミュニティへの貢献や、福祉避難所として乳児院ができる支援の検討が期待される。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した療育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p>評価者コメント28</p> <p>子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解を持つための取組は十分ではない。 法人の基本理念「皆是仏子」や基本方針に子どもの権利擁護、子どもの最善の利益の追求、子どもの養育発達支援等を解説付きで明示し、朝会や職員会議で読み合わせを行い、職員が理解し実践するための取組を行っている。年度初めには、施設長が基本方針を解説し、職員間で乳児院倫理綱領の読み合わせの研修を実施している。また、「より適切ななかかわりをするためのチェックポイント」や「不適切なかかわりについて」を使用し、自己評価が行われ、子どもの尊重や基本的人権に配慮した取組が行われている。 しかし、全職員が定期的な自己評価を実施するまでに至っておらず、今後は、全職員が定期的に自己評価を行い、さらなる子どもを尊重した養育・支援の向上に取り組まれることに期待したい。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した療育・支援が行われている。	a
<p>評価者コメント29</p> <p>子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した治療・支援が行われている。 子どものプライバシー保護については、乳児院ガイドラインに明示するとともに養育マニュアルに具体的な取組事項について「おむつ交換時」や「入浴・排泄時」等の生活場面、「名前の掲示物」等のプライバシー保護について掲載し、子どものプライバシーに配慮した養育・支援が行われている。子どもの成長に応じた小規模グループケアを実施し、より家庭に近い環境を目指し、居室には一人ひとりのタンスや収納棚が用意され、衣類や玩具類の個人の所有物が収納されており、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。 保護者に対してもパンフレットを用いて入所時に説明を行い、プライバシー保護に関する取組を周知している。面会時には、面会室でプライバシーに配慮した親子の交流が行われている。</p>		

III-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		第三者評価結果
30	III-1-(2)-① 保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p>評価者コメント30</p> <p>保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を積極的に提供している。</p> <p>保護者等が養育・支援を利用するために基本理念、基本方針、具体的な養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した「乳児院のしおり」を準備し情報を提供している。資料は、写真や絵の活用等で誰にでも分かるような内容となっており、施設を利用するに当たり、必要な情報が入手できるようになっている。また、ホームページや市町村へパンフレット、広報紙等を送付し情報の提供に努めている。</p>		
31	III-1-(2)-② 療育・支援の開始・過程において保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p>評価者コメント31</p> <p>養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。</p> <p>養育・支援の開始において、保護者に家庭支援マニュアルに基づき、「乳児院のしおり」を使用し、施設が提供するサービスについて説明を行っている。しかし、養育・支援の開始・過程においては、保護者の自己決定に十分に配慮し、具体的な養育・支援内容や日常生活に関する事項等を分かりやすく説明することが求められており、さらに保護者等向けの分かりやすい「乳児院の生活のしおり」等の検討が望まれる。</p> <p>個人情報の開示に関する同意書、予防接種の承諾については、説明を行った上で同意を得ている。また、意思決定が困難な保護者については、保護者の意思を尊重しながら分かりやすい説明となるよう配慮している。</p>		
32	III-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p>評価者コメント32</p> <p>養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮している。</p> <p>養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等に当たり、「家庭支援マニュアル」に退所時の手順を示し、継続性に配慮した引継ぎが行われている。</p> <p>措置変更、地域・家庭への移行等に当たり、子どもの負担にならないよう一人ひとりの状況に合わせた慣らし保育を計画し、乳児院での生活状況や成長記録、アルバム等で引継ぎを行い、育ちのつなぎが行われている。さらに、退所後のアフターケアが、子どもの安定、安心した生活に欠かせないことから定期的に連絡や施設・家庭訪問を行い、養育・支援の継続性に配慮している。施設を退所した後も措置変更先の施設から、退園児がライフストーリーワークとして乳児院を訪問し、退園後も交流を図っており、施設や家庭支援専門相談員の役割が子どもの自立支援の拠り所となっていることがうかがえる。</p>		
III-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者評価結果
33	III-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p>評価者コメント33</p> <p>子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。</p> <p>子どもと担当養育者との信頼関係を形成するために、個別の時間を設けたり、買い物体験、個別外出を取り入れ、子どもの満足の向上に努めている。保護者等には、面会や年4回の養育状況報告書の聴き取りの際、アンケート用紙を配付し、意見聴取に努めている。しかし、保護者からの意見が少なく、意向の把握に苦慮している。満足を把握する方法の検討やアンケート用紙に具体的なサービス項目を設定する等、記入しやすい工夫が求められる。さらに、アンケートからは「満足している」という保護者の意見が見られており、満足を集約する担当者の設置や把握した結果を分析・検討するための仕組みの整備が求められる。</p>		
III-1-(4) 保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。		第三者評価結果
34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p>評価者コメント34</p> <p>苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。</p> <p>苦情解決の仕組みについては「乳児院ガイドライン」に明示し、苦情解決体制を整備している。入所時に保護者等に説明するとともに院内2か所に掲示物や意見箱を設置し取組が行われている。しかし、苦情として受け付け、処理された実績はない。面会時の保護者アンケートからは、施設に対する苦情や意見等が記されてあるものも散見され、今後、職員間で苦情や意見の収集方法について検討が求められる。さらに、保護者等に対しての苦情解決事業の分かりやすい説明資料や受付票についても工夫が求められ、苦情を申しやすい仕組みについて検討するとともに第三者委員参加のもとに苦情解決事業を再構築していくことが望まれる。</p>		
35	III-1-(4)-② 保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
<p>評価者コメント35</p> <p>保護者等が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境を整備されているが、そのことを保護者等に伝えるための取組が十分ではない。</p> <p>保護者等からの相談や意見の対応については、意見箱の設置や面会時、年4回の養育状況報告書作成時の聴き取りやアンケートでの聴取の取組が行われている。面会室や親子訓練室が整備され、相談しやすいスペースの確保等の環境が整備されている。また、家庭支援専門相談員が中心となり、相談窓口を明確にし、傾聴に努めているが、相談件数や意見の受付数が少ない状況にある。</p> <p>今後、保護者等が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選択できることをわかりやすく説明した文書を用意したり、その文書の配付や掲示等を行い、保護者等に周知する取組が求められる。</p>		

36	III-1-(4)-③ 保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p>評価者コメント36</p> <p>保護者等からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。 保護者等からの相談や意見の対応は、苦情解決の仕組みに準じて運用され、面会時や電話等での相談や意見については、支援部が中心となり、相談対応や意見の聴取に努めている。しかし、相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等が整備されていない。今後、苦情解決のみならず、保護者等の意見を拾い上げ、改善点や課題を明らかにし養育・支援の質の向上に向けて対応する仕組みの整備やマニュアルの策定の取組が求められる。</p>		
III-1-(5) 安心・安全な養育・支援の提供のための組織的な取組が行われている。		第三者評価結果
37	III-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p>評価者コメント37</p> <p>リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。 安心・安全な養育・支援の実施体制としては、研修係のインシデント・アクシデント検討グループが中心となり、安全確保や事故防止のための取組が行われている。「乳児院ガイドライン」に事故、火災、地震、土砂・台風・豪雪、子どもの連れ去り等に関する手順を示し、事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。7月に北山交番署長から、びかほメールを利用しながら周辺の不審者情報の把握について研修を行っている。また、月1回の遊具の点検を実施し、事故防止に努めている。インシデントアクシデント報告書を記載し、担当者が月ごとに集計し会議等で報告をしているが、報告に基づく要因分析や改善策、再発防止を検討する組織的対応が不十分であり、今後、施設全体としてのリスクマネジメント体制の整備の検討が求められる。</p>		
38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p>評価者コメント38</p> <p>感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っている。 感染症の予防や発生時における安全確保のための感染症マニュアルを整備し、感染症の予防策を職員に周知するとともに定期的に見直しを行っている。看護師が1名常勤となっており、緊急時においても適切な対応が取れるよう組織として安全確保の体制の整備に努めている。また、今年度看護師が1人1テーマを担い、SIDS、ノロウイルス、インフルエンザ等をテーマで院内研修を実施している。</p>		
39	III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を積極的に行っている。	b
<p>評価者コメント39</p> <p>地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して防災マニュアルを整備し、地震・火災用マニュアル、土砂・水害用マニュアル、Jアラート用マニュアルを策定し、災害時の人員体制、指揮系統、動員基準等を明示している。特に、災害時の子どもの安全確保のために、消防計画に基づき毎月の避難訓練を実施し、避難経路、避難方法の確認や初期対応について、消防署の指導を受けながら取り組んでいる。また、食糧や防災物品のリスト化や保管場所を明示し、5日分の備蓄を整備している。しかし、地元の自治会、福祉関係団体等と連携するなどの訓練には至っておらず、今後、子どもの安全確保のために地域住民との協力体制について検討が望まれる。「事業継続計画」(BCP)は準備中であるが、災害発生時の体制の整備、子ども及び職員の安否確認の方法を確立し全職員に周知を図ることが求められる。</p>		

III-2 養育・支援の質の確保

III-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者評価結果
40	III-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が提供されている。	a
<p>評価者コメント40</p> <p>養育・支援について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた養育・支援が実施されている。 標準的な実施方法については、「養育マニュアル」を作成し、乳幼児の生活及び職員の動きが定められ、一日の業務の流れや留意事項を明記し、養育・支援内容が文書化されている。特に養育・支援の実践時における子どもの状況や必要とする支援、プライバシーの保護や権利擁護に配慮する事項も加えられ、職員の手引書として活用されている。今年度ポケットマニュアルを作成し、新任職員が日常的に活用できるよう工夫がされている。養育・支援についてクラス会議、リーダー会議で話し合いが行われ、日々の養育の振り返りをする機会も設けている。スキルアップシートにより、新人職員に対し、目標達成のための指導方法を取り入れ、理解を図るための取組が行われている。</p>		
41	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p>評価者コメント41</p> <p>標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。 標準的な実施方法については、「乳児院ガイドライン」により、養育・支援全般のマニュアルは年1回、年度末に主任保育士、個別対応職員、看護師長、クラスリーダーが構成メンバーとなり見直しを行っている。 しかし、組織的な検証・見直しの仕組みが整備されておらず、今後、検証・見直しに当たり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような体制づくりが求められる。</p>		

III-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		第三者評価結果
42	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
<p>評価者コメント42</p> <p>子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。</p> <p>自立支援計画の策定の責任者の基幹的職員を設置し、「家庭支援マニュアル」に基づいて、自立支援計画を策定している。自立支援計画の策定については、アセスメントから自立支援計画策定、実施、評価、見直しまでの手順が明示され、策定に関する流れや役割分担が確立され、様々な職種が集まり、全体からの意見も集約し策定されている。</p> <p>一時保護から入所に至るケースが多く、アセスメントの収集に苦労しているが、心身の状況や生活状況あるいはニーズを定めた手順と様式により、子どもの状況の把握に努めている。</p>		
43	III-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>評価者コメント43</p> <p>自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。</p> <p>自立支援計画の評価・見直しについては、「家庭支援マニュアル」に基づき、作成後3か月と6か月目に行われている。評価・見直しは、手順が示されており、役割分担して実施され、子どもの課題はクラス会議で、家庭と総合は支援部で取りまとめ、自立支援会議で共有している。自立支援計画短期目標が、月案のわらいの評価・様子として月ごとにまとめてあり、評価・見直しを行う際の有効な資料となっており、今後、月案との更なる様式等の工夫が望まれる。また、評価・見直しに当たり、役割分担や作業手順を決めて実施(クラス会議の評価、自立支援会議参加者への資料配付、自立支援会議、パソコン清書、計画票配付等)しているが、今後、より効率的な手順の検討が求められる。さらに、評価・見直しによって変更した自立支援計画の関係職員や保護者への周知方法について検討が求められる。</p>		
III-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		第三者評価結果
44	III-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
<p>評価者コメント44</p> <p>子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。</p> <p>子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況については、自立支援計画票、児童相談所援助指針・自立支援検討会議記録、生活の記録、月案、ケース会議資料を通して職員間で情報の共有化に努めている。個々のケースに関する記録は、個人ファイルに綴じられ、必要に応じて活用できるよう整備されている。</p> <p>しかし、子どもの自立支援記録や会議録、報告記録等も多く、今後これらの記録や情報をパソコン管理やネットワークシステムを活用する等記録業務の効率化を図るとともに施設内で情報を共有化する仕組みの整備が求められる。</p>		
45	III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p>評価者コメント45</p> <p>子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。</p> <p>子どもに関する記録の管理について、個人情報保護規程に基づき個人情報の管理が行われている。個人情報の取組について、乳児院ガイドラインや養育マニュアルに明示されており、7月に院長から個人情報保護規程について研修が行われ、職員へ周知している。子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を整備し、子どもの記録の管理が適切に行われている。しかし、子どもの記録の管理は、USBとなっており、家への持ち出しについては、「USB持ち出しについての注意事項」のルールを決めて行われているが、電子データの取扱いや情報漏洩対策について検討が求められる。入所時に個人情報の取扱いについて、子どもや保護者に説明し、承諾書を徴している。</p>		

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

A-1-(1) 子どもの権利擁護		第三者評価結果
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<p>評価者コメント1</p> <p>子どもの権利擁護に関する取り組みが徹底されている。</p> <p>子どもの権利擁護について、規定・マニュアル等が整備されていることが施設の「乳児院ガイドライン」に明記されている。また、このガイドラインの内容を解説し、全職員に配付することで職員の理解が図られている。権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。権利侵害の防止と早期発見するため、行ってはいけない具体例を明示している。</p>		
A-1-(2) 被措置児童等虐待の防止等		第三者評価結果
A②	A-1-(2)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p>評価者コメント2</p> <p>不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p> <p>不適切な関わりについて具体的な例を職員に明示している。毎日の養育の振り返り、各クラスノートにおける不適切な関わりについての有無の記述、クラス会議での報告・話し合いなどを通じて不適切な関わりが行われていないことを会議等で日常的に確認している。不適切な関わりがあった場合の対応方法や被措置児童虐待の届け出・通告制度についての対応マニュアルは明文化され、また研修会等を通じて職員に周知・理解を図っている。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		第三者評価結果
A③	A-2-(1)-① 子どものころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育んでいる。	a
<p>評価者コメント3</p> <p>乳幼児が特定のおとなと愛着関係を築くことができるような体制を整備している。 具体例を明示し、職員が乳幼児に対する受容的・応答性の高い関わりを心掛けている。担当養育制をとっており、乳幼児が特定の大人と個別の関わりを持つことができる体制が整備されている。日常的に担当児と積極的に関わることで、乳幼児が不安になったときなどいつでも応じられるように養育者がそばにいるよう配慮されている。個別の関わりをもつことができる時間を確保し、関わった日時、対象児、内容を記録として残している。後追いの強い子どもやこだわりが強い子ども、人見知り子どもなど、個別に配慮が必要な乳幼児に対しては個々の状態に応じた関係づくりが行われている。</p>		
A④	A-2-(1)-② 子どもの生活体験に配慮し、豊かな生活を保障している。	a
<p>評価者コメント4</p> <p>子どもの生活体験に配慮し、豊かな生活を保障している。 日々の生活のリズムを子どもの気持ちに寄り添いながら、一人ひとりに合った形で関わるための目標と方法が職員に明示され、行われている。粘土遊びやブロックを使った遊び、ふれあいあそびなど満足感の得られる養育者との遊びの時間を提供している。施設全体に温かな家庭の雰囲気があり、ソファなどを配置することによって子どもがくつろいだり、落ち着ける環境を提供している。また、玩具、衣類等戸棚などの個別化が図られている。市販の物に加え、職員が作成した安全で使いやすいおもちゃが提供され、また月に一度おもちゃを点検している。外出や小旅行を行うなど、外遊びを養育者との十分なやりとりを交え提供されている。</p>		
A⑤	A-2-(1)-③ 子どもの発達を支援する環境を整えている。	a
<p>評価者コメント5</p> <p>子どもの発達を支援する環境を整えている。 自立支援や月案を活用しながら養育者は月齢による発達特性を認識し養育に当たっている。また、その際に子ども一人ひとりの発達の違いを把握し関わっている。活動の際、グループ分けをするなど工夫をし、一人ひとりの子どもの要求や欲求を尊重し、タイミング良く気持ちを受け止め対応している。子どもの個々の発達や状態に応じた適切な言葉を用いられるよう、職員間で関わり方や対応方法を話し合い実践できている。子どもの問いかけには、できる限りその場で応答するように、職員には具体例が明示され、実践できている。</p>		
A-2-(2) 食生活		第三者評価結果
A⑥	A-2-(2)-① 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。	a
<p>評価者コメント6</p> <p>一人ひとりの乳幼児の状態にあわせて、適切な授乳を行っている。 養育マニュアルや栄養マニュアルに基本的な授乳方法や援助の仕方が明示され職員間で共有されている。一日の流れは「ミルクノート」等に量や体調、授乳の状況を記録し、日勤、夜勤養育者間で細やかに引き継がれている。一人ひとりの生活リズムや成長発達に合わせ、やさしく言葉をかけながらゆったりとした気持ちで飲めるように授乳が行われている。授乳に難しさを抱えている子どもに対しては、落ち着いた心地よい環境を工夫したり、哺乳瓶や乳首の種類を病院と相談しながら進めるなど個別の状態に応じた授乳が工夫されている。</p>		
A⑦	A-2-(2)-② 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。	a
<p>評価者コメント7</p> <p>離乳食を進めるに際しては、その意義や留意点に基づいて十分な配慮をしている。 離乳食の開始、手順、留意点等は栄養マニュアルに明示され職員間で共有されている。離乳食開始時期には、養育者と栄養士等が個々の状態を「離乳食開始評価」等で確認し合っている。開始後は「食べ方観察ノート」に記録し職員会議や給食会議で話し合っ進めている。また、栄養士等は日々の喫食状況を確認し養育者と連携を図りながら、形状、量、味などを考慮し個々合わせた離乳食を提供している。幼児食に移行するときや虐待等で咀嚼問題を抱えている場合には養育者と話し合い、代替食品を用意したり形状を変更したり個々に対応した食事を提供している。</p>		
A⑧	A-2-(2)-③ 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。	a
<p>評価者コメント8</p> <p>食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫している。 食事場所は明るく清潔に整えられ、椅子とテーブルは適正に配置されている。各部屋にはキッチンが取り付けられており、子どもたちの前で調理や盛り付けを行うほか調味料を備えたり、個人用の食器を用意するなど食事をおいしく楽しく食べるための取組がされている。毎月楽しみにしているお弁当の日や好きなものを食べる外食などの経験は楽しく食べるための生活経験を豊かにしている。食事時間の適正化については、全身運動を積極的に取り入れたことで養育者に空腹を伝えたり、食事を楽しみに待つ様子が見られるなど、より良い成果が表れている。養育者が同じ献立を子どもと一緒に食べることで、ゆっくりとくつろいだ食事の雰囲気づくりに努めている。日々「食事観察ノート」に記録したり、栄養士等が食事の様子を見たりすることで個々に対応した調理方法が工夫されている。</p>		

A⑨	A-2-(2)-④ 栄養管理に十分な注意を払っている。	a
<p>評価者コメント9 適切な栄養管理が行われている。 栄養士により栄養管理が行われ、十分なカロリーと栄養バランスのよい献立内容となっている。季節の食材が豊富に取り入れられ、豊かな食事が提供されている。残食調査や嗜好調査を基に子どもたちの嗜好を分析し日々の献立に反映している。誕生会では子どものリクエストにそった手作りケーキ(ドール型、アンパンマン等)で祝ったり、養育者と一緒に買い物から行うクッキング活動、ミニ菜園での野菜作り等さまざまな「食育」への取組が行われ、子どもの心身の健全育成が図られている。個人の体調の変化や食物アレルギーへの対応は栄養マニュアル等の手順にそって行われ、適切な食事が提供されている。調理マニュアルに基づき日々衛生管理点検が行われている。</p>		
A-2-(3) 日常生活等の支援		第三者評価結果
A⑩	A-2-(3)-① 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。	a
<p>評価者コメント10 気候や場面、一人ひとりの乳幼児の発達に即した清潔な衣類を用意し、状況に応じて適切に使用している。 衣類係が配置され、衣類準備の年間計画、管理の方法等が明文化されている。毎月担当養育者を中心に衣類チェックを行い、衣類係と連携を図りながら材質、サイズ、着脱のしやすさ等子どもに合わせた衣類を提供している。衣類には一人ひとり異なったボタン(形や色別)で印が付けられており、一覧表が洗濯室に掲示され全職員で共有されている。衣類は個別に引き出しに収納され、子どもが好きな衣類を選んで着替えができるように配慮されている。衣類係が用意した衣類、靴等でサイズが合わないときや好みのキャラクター柄の衣類がほしいとき等、担当養育者と個別に外出して買い物ができるよう配慮された取組が行われている。</p>		
A⑪	A-2-(3)-② 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。	a
<p>評価者コメント11 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう、睡眠環境を整え、具体的な工夫を行っている。 室内にはエアコン、温湿度計、空気清浄機等が設置され、畳敷きの寝室は落ち着いた雰囲気になっている。室内は清掃チェック表を基に清掃され、パジャマは毎日、寝具は定期的に洗濯を行って清潔に保たれている。温度、湿度、採光等を調整しながら快適に睡眠がとれる環境を整え、個々のくせを把握しながら入眠対応を行っている。睡眠チェックは15分ごとに行い記録して一人ひとりの睡眠時の事故予防に努めている。難しい寝ぐずり等の対応については養育者間で話し合ったり、心理士の巡回指導において原因を探り、対応方法等の助言を受けて具体的な工夫や取組を行っている。</p>		
A⑫	A-2-(3)-③ 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。	a
<p>評価者コメント12 快適な入浴・沐浴支援を行っている。 入浴・沐浴の目的、ポイント、留意点等はマニュアルに明示されている。各部屋には家庭的な浴室が整備され、おもちゃを用意するなど入浴が心地よい体験になるよう工夫されている。入浴を怖がる子どもに対しては、徐々に慣れていけるように対応している。肌の状態に合わせた石鹸やシャンプーを選びスキンケアを行っていて、入浴後の軟膏塗布の方法は脱衣所に説明図を掲示し全ての養育者が確認している。また、脱衣所には洗濯機が置かれ汚れ物はその都度洗濯し、タオル等は常に清潔なものと交換されている。体調不良により入浴できない日が続くときには、清拭を行うなど個々の状況に応じた入浴・沐浴支援を行っている。可能な限り担当養育者が一緒に入浴することでスキンケアや個別対応が図られ、清潔だけでなく一人ひとりの心の安定・成長に目を向けた工夫や取組が行われている。</p>		
A⑬	A-2-(3)-④ 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。	a
<p>評価者コメント13 幼児が排泄への意識を持てるように、具体的な援助方法を工夫している。 おむつ交換や排泄援助については養育マニュアルに明示され、一人ひとりの発達状況や個性に合わせた排泄の援助が行われている。マッサージや言葉掛けを工夫して排泄への意欲が持てるよう配慮したり、おむつ交換を嫌がる子どもには、スキンケアを図りながら心地よさを伝えられるよう心掛けている。また、縦割り保育の効果により、年上の子のトイレトレーニング姿を見て意欲を示す子どもがいることから、個々のリズムや気持ちに対応した援助方法を工夫している。養育者間で検討し、トイレ壁にカレンダー式のシートを用意し子どもがシールを貼ることで成功回数が増え、排泄状況がチェックできるなど、具体的な援助方法の取組が行われている。</p>		
A⑭	A-2-(3)-⑤ 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。	a
<p>評価者コメント14 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。 月齢や発達に応じた遊びの実施方法がマニュアルに明示されていて、「年間計画」等に反映されている。大きいクラスではパズル遊びが人気で、集中力や完成時の達成感を味わったり、模倣遊びを通して養育者や友だちとのふれあいを楽しんでいる。また、大型遊具等で遊ぶことで身体機能の発達を促している。小さいクラスでは五感を育てる遊びを中心に取り組んでいて、養育者は手作りの知育玩具を工夫して子どもたちに提供している。室内には名前を付けたカゴやロッカーに個別化された玩具が入っており、自由に遊ぶことができるよう細やかに配慮されている。天候や体調が良い時は積極的に戸外遊びや散歩を取り入れ、さまざまな経験が積めるよう工夫されている。養育者はふれあい遊びを大切に捉え、成長発達や興味関心を促しながら遊びを通して人との豊かな関わりができるよう配慮している。</p>		

A-2-(4) 健康		第三者評価結果
A15	A-2-(4)-① 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。	a
<p>評価者コメント15</p> <p>一人ひとりの乳幼児に対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。健康観察記録を作成しており、日常的に医療機関等と連携するように努めている。嘱託医による定期健康診断において総合的な診察を行っており、また異常がある場合には医療機関を受診する体制が整えられている。アレルギー症状の出現などに注意し、必要に応じて速やかに医師に相談できる体制が整えられている。発熱児は熱型表を記録している。毎年外部に依頼し、食中毒、便対応、手洗いなどについて職員研修を行っている。また、救急蘇生法を毎月全職員が実施し、看護マニュアルにも実施手順を明記している。</p>		
A16	A-2-(8)-② 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。	a
<p>評価者コメント16</p> <p>病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。個々の健康状態の変化を常に把握できるよう記録をとっている。服薬については職員間のダブルチェックにて適正に管理し、その都度記録している。専門医等の協力の下、健康状態に応じた支援プログラムを作成し適切な発達を支援するとともに、定期的な診断を受けている。異常所見が見られた場合は速やかに専門医等に相談できる連絡体制が明文化されており、職員に周知されている。心理士や作業療法士の巡回時に対応の工夫について指導を受けた内容を文章で記録し、個別支援や日々の養育に生かしている。</p>		
A-2-(5) 心理的ケア		第三者評価結果
A17	A-2-(5)-① 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。	b
<p>評価者コメント17</p> <p>必要な心理的ケアを行っているが十分ではない。必要に応じて外部の専門家から直接的支援を受ける体制が整っている。発達障害の子どもとの関わり方など、心理的ケアが必要な乳幼児への対応に関する職員研修やコンサルテーションが行われている。心理士の助言をもとに職員同士で関わり方や対応方法を話し合い、子どもに応じた対応・支援を行っている。しかし、心理士の定期巡回は2か月に一度であり、乳幼児や保護者への心理的支援の実施は不十分である。乳幼児や保護者へより効果的な心理支援を行うため、昨年度から常勤の心理職を雇用しようとしているが、乳幼児心理の専門家が少なく、まだ雇用できていない。今後、常勤の心理職を雇用し心理支援内容の明示や、乳幼児や保護者に心理的援助を行える体制を整えることが望まれる。</p>		
A-2-(6) 親子関係の再構築支援等		第三者評価結果
A18	A-2-(6)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
<p>評価者コメント18</p> <p>施設は家族との信頼関係作り取り組み、家族からの相談に応じる体制は十分ではない。家庭支援専門相談員を中心に家族に寄り添い、丁寧にかかわりながら家族との信頼関係作りに取り組むための体制が整えられ、実践できている。子どもと家族をつなぎ、相談に応じる体制が整えられている。面会に来ることができない家族には、手紙や写真を送付している。今年度から家庭支援専門相談員を1名増員し、親と子の面会時に、沐浴指導、ミルクの作り方など、より丁寧に家族の養育スキルの向上の支援を行えるようになった。また、面会後に親から要望等を聞き取る、もしくは用紙に記述してもらった機会を作り、親のニーズ等の把握に努めている。一方、常勤の心理職がないため、施設独自の専門的なカウンセリング機能は十分ではない。ただ、心理職がないながらも、保護者に対するカウンセリング等の心理相談については児童相談所などの他機関と連携しながら現状できうる対応を行っている。常勤の心理職を雇用し、より専門的なカウンセリング機能を充実することが望まれる。</p>		
A19	A-2-(6)-② 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p>評価者コメント19</p> <p>親子関係の再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいるが、十分ではない。支援部が中心となり親子関係再構築のため、児童相談所などの関係機関と連携しながら家庭支援を行っている。支援部マニュアルには家庭支援に関する親子の面会、子どもの外出、子どもの外泊、職員による家庭訪問、関わりの難しい保護者への対応といった内容に関する配慮事項が明記されており、実践されている。明記されている指針を基に家族との面会や家族交流を実際に行っており、内容については関係機関と情報を共有し、親子関係再構築に向けて支援をしている。今年度から家庭支援専門相談員を1名増員したことによって、より丁寧に保護者との連絡・関係構築、養育技術を伝えるなどの家族の抱えた養育面における問題解決に向けた支援を行えるようになった。一方、常勤の心理職がないため、施設が中心となって行う親への心理的支援も含めた家庭支援プログラムは整備されておらず、心理面における支援が十分とはいえない。今後は、心理面における支援も含めた家庭支援に関する具体的なプログラムや配慮事項を作成することが望まれる。</p>		

A-2-(7) 養育・支援の継続性とアフターケア		第三者評価結果
A⑳	A-2-(7)-① 退所後、子どもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。	a
<p>評価者コメント20</p> <p>退所後、子どもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。 子どもが退所する前に、児童相談所ら関係機関と子どもが退所する先を訪問し、退所後に子どもが安定した生活を送ることができるよう、先方の状況や今後の方針について関係者間で確認をしている。退所後1か月以内に電話や児童養護施設へアフターフォローとして訪問を実施し、その内容を書面で残して職員間で共有している。退所後も家族に対しても電話やメールを利用して子どもの様子伺いをしている。</p>		
A-2-(8) 継続的な里親支援の体制整備		第三者評価結果
A㉑	A-2-(8)-① 継続的な里親支援の体制を整備している。	a
<p>評価者コメント21</p> <p>継続的な里親支援の体制を整備し、積極的に取り組んでいる。 各クラスから里親推進児の候補を出してもらい、施設長などで検討をし、職員会議でその結果を共有するなど、個々の状況に応じて里親委託を推進する体制が整っている。里親委託の推進に当たり中長期計画を明確にしている。里親支援専門相談員を配置し、里親委託交流計画の立案や、里親委託外出・外泊プログラムの実施など、里親委託の推進や里親に対する支援体制を整備している。里親委託に当たり、岩手県福祉総合センターら関係機関と連携し、レスパイトケアも行っている。</p>		
A-2-(9) 一時保護委託への対応		第三者評価結果
A㉒	A-2-(9)-① 一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	b
<p>評価者コメント22</p> <p>一時保護を受け入れる体制が整備され、積極的に受け入れを行っているが、受け入れ体制が十分ではない。 児童相談所と連携して、一時保護児の初期情報共有とアセスメントに努め、アセスメントに基づいた対応を行っている。一時保護に際し、食事面でアレルギーの有無が確認できないときは、アレルギーの原因となる食材を除去して提供するなどアレルギー等の観察と配慮に努めている。定員の関係で難しい場合もあるが、施設では積極的に一時保護を受け入れている。一方、一時保護を受ける際のマニュアルは整備されておらず、通常の措置入所と同様のマニュアルで現在は対応している。乳児院における一時保護機能の一層の充実が求められる中で、今後は施設も一時保護を受ける際のマニュアルを整備することが望まれる。</p>		
A㉓	A-2-(9)-② 緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	b
<p>評価者コメント23</p> <p>緊急一時保護を積極的に受け入れているが、受け入れ体制が十分ではない。 児童相談所から連絡を受け、一時保護として受け入れる際に、食事、排泄、入浴、社会面、運動、遊び、健康、感染症などを聴き取り、アセスメントを実施している。養育状況調査等のため児童相談所から緊急一時保護を受け入れているが、緊急一時保護を受け入れるマニュアルは整備されておらず、通常の受け入れマニュアルでの対応となっている。また、ユニットが不足しており、主に空き部屋にて感染症や潜伏期間等への対応を行っている。そのため、観察室での「観察期間」の実施を遵守して対応を行うことが難しい現状にある。今後に向けて、一時保護専用のユニットを増設する等の対策を検討することが望まれる。</p>		